第二款　原子力規制部

（企画官及び安全管理調査官）

第二十条　原子力規制企画課に、企画官二人及び安全管理調査官一人を置く。

2　企画官は、命を受けて、原子力規制企画課の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

3　安全管理調査官は、命を受けて、原子力規制企画課の所掌事務に関する専門的事項についての調査に関する事務を行う。

（安全規制調整官、特殊施設規制官、首席原子力施設検査官、安全管理調査官、上席原子力施設検査官及び品質管理専門官）

第二十一条　原子力規制部に、安全規制調整官十四人、特殊施設規制官一人、首席原子力施設検査官四人、安全管理調査官十人、上席原子力施設検査官二人及び品質管理専門官四人を置く。

2　安全規制調整官は、命を受けて、安全規制管理官のつかさどる職務のうち専門的事項についての企画及び立案並びに調整に関するものを助ける。

3　特殊施設規制官は、命を受けて、安全規制管理官のつかさどる職務のうち特定原子力施設（規制法第六十四条の二第一項に規定する特定原子力施設をいう。）に関する企画及び立案並びに調整に関するものを助ける。

4　首席原子力施設検査官は、命を受けて、安全規制管理官のつかさどる職務のうち原子力施設の検査に関するものを助ける。

5　安全管理調査官は、命を受けて、安全規制管理官のつかさどる職務のうち専門的事項についての調査に関するものを助ける。

6　上席原子力施設検査官は、首席原子力施設検査官の事務を補佐する。

7　品質管理専門官は、命を受けて、安全規制管理官のつかさどる職務のうち品質の維持及び向上に関するものを助ける。

第十二条の見出し中「企画官」の下に「及び国際協力推進官」を加え、同条第一項中「政策評価・広聴広報課」を「国際課」に改め、「企画官一人」の下に「及び国際協力推進官一人」を加え、同条第二項中「政策評価・広聴広報課」を「国際課」に改め、同条に次の一項を加える。

3　国際協力推進官は、命を受けて、国際課の所掌事務に関する特定事項についての外国の行政機関との連絡調整に関する事務を行う。

第十二条を第十七条とする。

第十一条を次のように改める。

（法務室及び広報室並びに企画官、地域原子力規制総括調整官、企画調査官及び情報システム管理官）

第十一条　総務課に、法務室及び広報室並びに企画官二人、地域原子力規制総括調整官三人、企画調査官一人及び情報システム管理官一人を置く。

2　法務室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　委員長の官印及び委員会印の保管に関すること。

二　公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

三　法令案その他の公文書類の審査及び進達に関すること。

四　委員会の所掌事務に関する法令案の作成、法令の適用並びに不服申立て及び訴訟に関する事務の総括に関すること。

3　法務室に、室長を置く。

4　広報室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　広報に関すること。

二　委員会の所掌事務に係る地方公共団体との連絡に関する事務の総括に関すること。

5　広報室に、室長を置く。

6　企画官は、命を受けて、総務課の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

7　地域原子力規制総括調整官は、命を受けて、特定の地域に関する事項についての調整に関する事務を行う。

8　企画調査官は、命を受けて、総務課の所掌事務に関する特定事項に係るものを調査し、企画する事務を行う。

9　情報システム管理官は、命を受けて、委員会の情報システムの整備及び管理に関する事務を行う。

第十一条を第十六条とし、同条の前に次の款名を付する。

第一款　長官官房

「第三章　課の内部組織等」を削る。

第十条を次のように改める。

（原子力防災業務管理官の職務）

第十条　原子力防災業務管理官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　原子力事故による災害の防止に関し必要な施設、設備又は資機材の整備に関すること。

二　原子力事故による災害の防止に関する事務のうち防災訓練及び研修に関すること。

第十条を第十五条とし、同条の次に次の節名を付する。

第三節　課の内部組織等

第九条第一号中「原子力防災課」を「原子力防災政策課」に改め、同条を第十四条とする。

第八条第一号を削り、同条第二号を同条第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二　放射性物質又は放射線の水準の監視及び測定に関する基本的な方針の案の作成及び推進並びに関係行政機関の経費の配分計画に関すること。

第八条を第十三条とする。

第七条を次のように改める。

（原子力防災政策課の所掌事務）

第七条　原子力防災政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　放射線防護対策部の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二　原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号。以下「原災法」という。）第六条の二第一項に規定する原子力災害対策指針の案の作成に関すること（監視情報課及び原子力防災業務管理官の所掌に属するものを除く。）。

三　原子力事故又は原子力施設（規制法第二条第七項に規定する原子力施設をいう。以下同じ。）に関する人の障害、原子力施設の故障等の事象が発生した場合の対処に関すること。

四　前二号に掲げるもののほか、原子力事故による災害の防止に関すること（監視情報課及び原子力防災業務管理官の所掌に属するものを除く。）。

五　原災法第二条第二号に規定する原子力緊急事態における医療に関する体制の整備のために必要な措置に関すること。

六　核燃料物質の防護に関すること。

七　核燃料物質その他の放射性物質の防護に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

八　前各号に掲げるもののほか、放射線防護対策部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

第七条を第十二条とする。

第五条の次に次の二条、一款並びに款名及び一条を加える。

（参事官の職務）

第六条　参事官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一　機密に関すること。

二　委員会の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。